

平成 26 年 10 月 21 日

産業振興センター

杉並区産業融資資金制度の充実・見直しに向けた今後の取組について

杉並区産業融資資金制度は、平成 10 年度以降抜本的な改正を行っていませんが、この間の経済情勢の変化や利用実績等を踏まえ、杉並区産業振興計画に基づき下記のとおり制度の充実・見直しに向け取り組むこととします。

1 充実・見直しの方向性

- (1) 利用者のニーズを踏まえ、限度額や返済期間等の借入条件を見直すとともに、利用実績のない資金の廃止等、融資の種類を整理し利用者にわかりやすい制度とします。
- (2) 利子の引き下げ等により、利用者の負担をより軽減できる制度とします。
- (3) 産業経済団体加入者への利子補給の優遇等、産業振興基本条例を踏まえ産業経済団体への加入を促進する制度とします。
- (4) 住宅都市と調和したビジネスの創業や、新事業展開をより活発化させ、地域での成長・発展を支援していただける制度とします。

2 今後の進め方

- (1) 資金のニーズについて申込者へのアンケートを実施するとともに、現制度の課題等について、産業経済団体、中小企業者、金融機関に意見を聴取し、これらを踏まえ制度の骨子案をまとめます。
- (2) 産業振興審議会に、制度の骨子案について報告し、意見聴取を行います。
- (3) 産業振興審議会等の意見を踏まえ、産業融資資金条例を改正します。

3 主なスケジュール（予定）

平成 26 年	6 月～9 月	申込者アンケート実施 産業経済団体、中小企業者、金融機関意見聴取 制度骨子案作成
平成 26 年	10 月	平成 26 年度第 2 回産業振興審議会
平成 27 年	2 月	平成 27 年第 1 回区議会定例会へ改正条例案上程
	3 月	条例改正
	6 月	改正条例施行、新制度開始